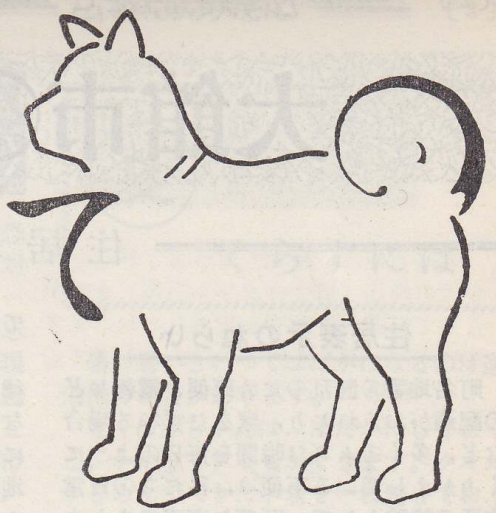


広報

おおだて



7月号

編集と発行
大館市役所

すくすくと育つ街路樹

「まちに緑を」と、昭和35年から植えた柳、青桐 トゲアカシヤ、銀杏、プラタナスなどの街路樹はいま、大館市の発展を象徴するかのごとく、すくすくとひびいています。大館市を緑のまちにするためにも、街路樹を大切にしましょう。

【写真

大町から南町方面の柳とトゲナシアカシヤ】



郷土の

行楽地

その2
大山の
不動池

松峰部落から北西へ2軒、青葉の繁る山道を左に曲がると不動池に出る。この池は貯水池として造られたものですが、ここからは花矢町と大館市を一望できる個所もあり、また、木立が豊かで夏の避暑地としても最適であることから、よくキャンプが設営されています。今は渇水期で水位も6米程さがっており水泳はできませんが、附近に松峰神社もあり、行楽地としておすすめします。
(自動車で行けます)

(写真の左後方がキャンプ場)



大館市〇〇町〇番〇号に

住居表示御成町から実施

住居表示のねらい

町名地番の混乱のため郵便、電報などの配達がおくれたり、家をたずねる場合など、多くのムダな時間を毎日のようにくりかえしている不便は、私たちの日常生活の体験として、顕著な事実であります。このような混乱は、国民生活ばかりでなく産業活動や行政事務にも多くの支障があります。

これは本来、住居表示のために設けられたものでなく、不動産の発録や戸籍の表示に使っているためです。

次に現在の番地がなぜ住居表示に適さないかを具体的にあげると、

- ①一つの地番で表示されるいわゆる一筆の土地の大きさ、形状などは、人の住所と必然的な関連がない。
- ②一筆の土地の境界および所在を確認することが困難である。
- ③土地の分合筆は所有者の自由であるため異動がはげしい。
- ④けた数の多い地番があるためまざらわしい。
- ⑤国有地などについては、土地台帳法の適用がなかつたため、現在なお多くの無番地がある。
- ⑥地番整理をする場合は、公図の整備からはじめ、土地に対する権利の保全に欠けることのないよう一筆毎の実測をやらなければならないため、多くの日数と経費を要する。

人の多く住む市街地では、住居表示のための符号が確然としていることが近代都市としての基礎的条件の一つであり、

また、このような制度を確立しておくことは都市計画の初歩の前提条件でもあります。

これまで、若干の市町村で自発的に住居表示をわかりやすくする努力が行われてきたようですが、たとえそれが地番にわかるより合理的な方法を考えたとしても、それが国の制度として公に認められた表示方法でないために徹底させることがむづかしく、やむを得ず町名地番の方法によらざるを得なくなつてきております。

国では、住居表示制度を確立し、町名地番の混乱からこれをすみやかに整理するため、昭和35年度に町名地番整理の実験都市として、東京都荒川区、埼玉県川越市、宮城県塩釜市の三つを選んで実験をおこない、

さらに昭和36年、総理府に「町名地番制度審議会」が設置され、国の方策とし

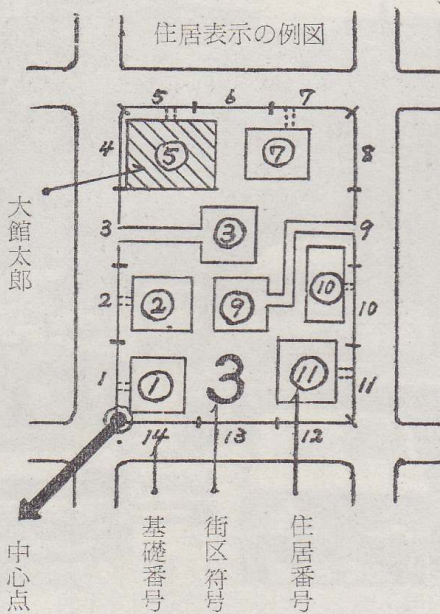
てこれを実施すべく立法化にふみきり、昭和37年5月「住居表示に関する法律」が公布施行されることにも、秋田市など68の都市を町名地番整理の実験都市に指定して作業を進行させ、全国の市街地が昭和41年度までに作業を完了するように法律で定められました。

大館市でも、この法律にもとずいて住居表示整備事業を実施するについて議会の承認を得ましたので(6月23日)

昭和41年度まではとりあえず混乱のはげしい旧大館市内をおもに町名整理をおこないます。

本年度はさしあたり御成町全地域の実施をめざし、準備調査をおこなつておりますのでご協力してください。

どんな方法でおこなうか



この場合の表示方法は「大館市〇〇町3番5号大館太郎」になります。

△方式

街区方式——街区を設定して一定の方式で街区符号をつけ、さらに街区ごとに起番して街区内の建物に一定の順序で住居番号をつける。

△町の大きさ

現在、市内62町内のうち1町内で面積6,600~825,000平方メートル(24~25万坪)。世帯にして15~300世帯とまちまちであるため、これを66,000~165,000平方メートル、100~150世帯程度に標準化する。

△町の境界

道路、河川、水路、鉄道など、はつき

りわかる線できめ、境界を鮮明にする

△町名のえらび方

現在の通称町名をそのまま採用してもよいが、読みにくいもの、語調のわるいものは変える。

新たに町名をつけるときは、当用漢字で3字程度にする。

全市内を通じて同じ町名や類似の町名をなくする。

△街区符号は数字を用い、市の中心点(審議会で決定)に近い方から順次につける。

住居番号は左図のように街区の境界線を10メートル間かくで区切り、住居番号によつて右まわりでつけます。

住居表示の作業がおわれれば

△住居表示台帳を作成

市役所に住居表示台帳(500分の1の図面)を備え、みなさんの家の住居番号を登録しておき、新築や異動があつたときはそのつど変更の手続きをとりまします。

△住居表示番号の周知徹底

新しい町名、街区符号、住居番号がまきまきと、各世帯にその番号を通知し、住居表示板(住居番号を書いたもの)を無料でとりつけるとともに、各街区の角に鉄板製ホーロー仕上げの街区表示板をとりつけます。

△公簿の書きかえ

新しい住居番号がまきまきと、住民票や印鑑票、学籍簿など、市役所や各官公署のいろいろな台帳が書きかえられますから、すべて新しい住居番号によらなければなりません。

住居表示の整理を行うには、市民のみなさんのご意見によつて便利でわかりやすい町名にするため、なつとくのゆく話合いをし、住民表示整備審議会にはかつて仕事をすすめます。

審議会の構成は15名で、市議会議員や法務局、郵便局、警察署などの職員、学識経験者、実施区域の代表および、市の職員からなり、いろいろ話合つていただいてよりよい住居表示をつくりまします。

明るく住みよいまちづくりには、このような市民生活を便利にする町名整理もたいせつなことです。

きれいなまち、近代的なまちづくりにあわせて、住居環境づくりにも、市民のみなさまのご理解とご協力をお願いします。

地震が起きたら!!

6月16日の昼さがり、新潟市を中心に山形、秋田の各地に起つたあの大地震の恐怖と惨事はまだ記憶に新しいと思います。天災だとはいえ災害を受けた方々に対して深くご同情申し上げます。

よく「災害は忘れたころにやってくる」といわれますが、災害の中でいちばん忘れたころにやってくるのは地震ではないでしょうか、突発的に起る地震の予測は現在の進んだ科学をもつてしてもむずかしいといわれており、私達はまず、地震が起きた場合に備え、その心がまえを常に知っておく必要があると思われまふ。このことが地震が起きた場合にその被害を最小限度にとどめることにもなるからです。市の消防署では、不時の事態に備え、次のような地震心得を発表しておりますので、皆さんは次の事項を良くお読みいただいて災害からわが身と財産を守るために、常にこのことを頭に入れておいて下さい。

地震の心得

- ◎ 室内におつて逃げるいとまがない時は、丈夫な家具などに身をよせること、机の下へ入つてもよい
- ◎ 外にいた時は、せまい路地、塀のわき、崖、川べりなどに近寄らない事
- ◎ 手早く火の始末をおこなうこと、ナベ、すり鉢、馬穴などを火気にかぶせるようにする
- ◎ 1分ないし2分すぎたらまず安心である(余震は弱いものです)
- ◎ 人命損傷防止には火事を出さぬことが第一である
- ◎ 山間部では山津波、ガケくずれに注意すること
- ◎ 地震のあと、まだ余震がある時はおそれず、デマにだまされないこと
- ◎ 電話などの通信が途絶するので、火災などの時は駆つけて一刻も早く消防機関へ連絡すること
- ◎ 外にとび出す時は、なるべく空地をえらび、地割れが生じても渡つて歩けるように板を持つて追けること
- ◎ 木造二階建ての家屋では、二階がそのまま一階に落ちるので、一階は危険ですから注意すること

夏を涼しく

くらすには

暑い暑いといつてはだかになるのは逆効果の場合があります。

とくに赤ちやんは、はだかにしておくとかえつてアセモができます。タオルやめんでできた下着を一枚着せておくとあせをすいとり、かえつてすずしいものです。

赤ちやんにかぎらず、子供はひる寝をすると、あせをかくものです。水まくらをしてやると気持ちよくねむります。

おとなでも、この水まくらは案外涼しくて気持ちのよいものです。

暑いといつて水をかぶる人がいますがこれも逆効果です。水をかぶるとかえつてあとがカツカツしたり、からだのベトつきがとれません。それより、ぬるま湯の行水がさつぱりするそうです。

ルームクーラーでもそなえつけてあればそれにこしたことはありませんが、今年の夏も涼しくすむ方法をもつと研究してみようではありませんか。

伝染病予防注意報発令!!

市の厚生課では、各地で食中毒や赤痢の集団発生が毎日のように報道されているおりから、大館市から、この恐ろしい伝染病をなくすため、次のような注意事項を呼びかけて、市民の皆さんのご協力をお願いしております。

(注 意 事 項)

- ◆ 環境の清掃につとめること。
- ◆ 病気に負けないよう、いつもからだをきたえておくこと。暴飲暴食、寝不足などをしないように注意する。
- ◆ 病人(赤痢患者や保菌者)は絶対にたべものを取り扱はないこと。
- ◆ 清潔、とくに食事の仕たくをする人は手洗を充分にしてください。
- ◆ 安全で衛生的な水を利用し、井戸水などは定期的に検査をうけること。
- ◆ ネズミ、ハエ、ゴキブリなどの駆除を徹底すること。
- ◆ なるべく生のものを食べないこと。食品の残つたもの、食品のたくわえには十分注意し、よく煮たり焼いたりして細菌を殺すこと。



子供を水から守りましょう

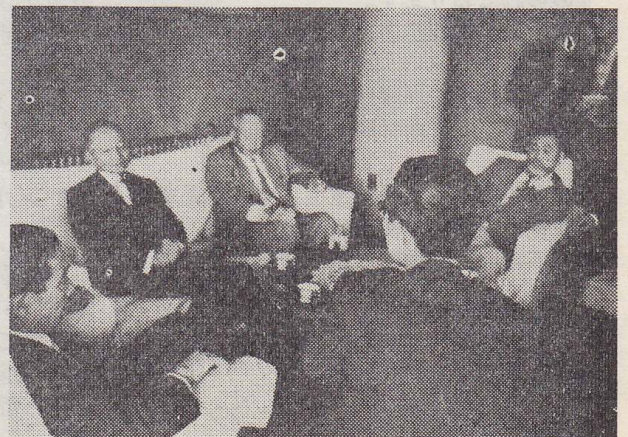
ついさきほどまで笑顔で、遊んでいたのに、ちよつと目をはなした間に水におぼれ、変りはたて我が子をだきしめるお母さんの驚きと悲しみはどんなでしょう

5月のある町のできごとです。家の近所で遊んでいた3つになる坊やが夕方になつても帰つてきません。心配になつたお母さんが探しまわつたところ、どうでしょう……かわいそうに坊やはすぐ家の近くの防火用水の中に浮いていたそうです。

これから水あそびが多くなります。この様な悲しい事故から子どもを守るため川、用水堀、ため池などであそぶ子供さんから、決して目を放さないようにしてください。危険な場所には、サクなどをつけて、みんなで見守つて安全な場所であそばせるようにしましょう。

トピックス

6月10日、釈迦内地区で発見された世界でも有数な銅鉱床を視察のため当市を訪れた日本、同和、三菱の各社長は、市役所で佐藤市長と共に記者会見にのぞみ、釈迦内地区の埋蔵量は約1億トン?はあるだろうとの発言、儀礼とはいえ、大館にとっては嬉しい話。



[記者会見する三者の社長と佐藤市長]

お知らせ

通産省では、昭和27年から2年ごとに全国の商店（卸売および小売業）を対象として商業統計調査を実施しておりますが今年は、第7回目の年にあたりますので、大館市でも7月1日現在で調査をおこなうことになりました。

調査の大要

(1) 調査の目的

全国の商店について、その分布状況と商業活動の実態を明かにすることを目的とします。

(2) 根拠法規

統計法（昭和22年法律第18号）およびこれに基づく商業統計調査規則（昭和27年通商産業省令60号）によつています。

(3) 調査の種類

①甲調査——法人組織の商店および常用従業者（雇人）を使用している個人経営の商店（飲食店を除く）につ

商業統計調査がおこなわれています

調査員にご協力を

いておこなうもの

②乙調査——常用従業者を使用していない個人経営の商店（飲食店を除く）についておこなうもの

③丙調査——飲食店についておこなうもの

(4) 調査の方法

甲調査、乙調査および丙調査は、それぞれ所定の調査票を調査員が対象商店に配布して、申告者が自ら記入する自計方式によります。

(5) 調査の経路………調査機関の系路

通産大臣←→都道府県知事←→市区町村長←→商業調査員←→申告義務者。

(6) 商業調査員

調査員は秋田県知事の任命により、大館市長の指揮監督を受けて、準備調査ならびに調査票の配布収集等の事務に直接従事する者であります。

(7) 申告義務者

商店（卸、小売業）の管理責任者が申

告の義務者になります。

(8) 調査期日 昭和39年7月1日

(9) 調査票の提出期限
申告義務者は、7月15日まで市
市町村長は、7月31日まで県

(10) 集計および公表

調査票は、通産省で調査集計のうえ、「昭和39年商業統計表」として公表します。

以上が大要ですが大館市では市全体に28調査区を設定し28人の調査員でこの調査をおこないます。

調査員が皆さんのお店に伺つて調査票の記入などをお願いすることになっておりますので、ご手数でも調査表の記入にご協力くださるようお願いいたします。

なお、提出された調査票は統計目的以外、たとえば徴税、その他皆様方の不利益になることに利用することは法律で禁じられていますのでありのままを報告して下さい。

児童扶養手当が一部改正になりました

児童を健全に育てることから「児童扶養手当法」がしかれておることはご承知のことと思います。

このたび、この法律が一部改正されて該当範囲が広くなりましたので該当者は遠慮なく市役所の福祉事務所で請求の手続きをして下さい。

改正案

①児童扶養手当支給制限について

本人の所得が年間18万円であったのを20万円に引き上げられ、更に、義務教育終了前の児童で前年の12月31日で児童の生計を維持したときは、その児童一人につき3万円を加算した額にきめられております。

②次の児童は満20才まで手当を受けられます。

結核疾患（安静度1度～2度程度）
精神障害者（精神病質、精神病弱者を除く）

次の障害が2つ以上重複している児童
視覚、聴覚、平衡機能、音声言語、肢体不自由、結核性疾患、精神等の障害

8月から受付し、9月から支給されますので該当者は市の福祉事務所まで申込んで下さい。

中小企業者へ中元融資

市では、中小企業者の金融緩和を図るため次の金融機関に予託して貸付をおこないますからご利用下さい。

金融機関

大館信用組合 秋田銀行大館支店
秋田銀行駅前支店 羽後銀行大館支店
青森銀行大館支店

貸付金額

1人1回として最高30万円以内

貸付条件

1年以上市内に居住している中小企業者

提出書類

適格証明書（住民票記載事項証明書、前年度市税完納証明書）を商工課に提出して証明を受けてください。

貸付期日

7月10日から3ヶ月以内であるが、申込書類は6月15日より受付し、7月10日一斉に貸付する予定です。

くわしいことについては市の商工課え問合せください。

マンホールの工事中

9月中旬まで

大館電報電話局管内の電話を自動電話にするための工事が市内の各所で行われています。このため、皆様方にご迷惑をおかけすることになりますが、暫くの間、この工事の事情をご理解のうえご協力下さい。

福祉年金の時効が近づく

皆さんのうちで福祉年金を受けておられない方がおられませんか。

昭和34年11月1日前に老令、障害、母子の各福祉年金資格のある方は、今年の11月1日になりますと受給の請求ができなくなります。もう一度お手元を調べてみて、届け出をされておられない方は至急年金係まで届け出て下さい。

7月の納税

固定資産税 1期

7月31日まで

国民年金保険料

7月31日まで

市税については期限前に納めると、前納報奨金交付の特典があります。

計量器定期検査の予備調査

8月25日から8月29日までの5日間、旧市内と釈迦内地区で、計量器の定期検査を行います。これに伴う予備調査を7月20日から8月8日までの20日間にわたつて行います。

予備調査期間中は、市の係員が調査に伺いますので、よろしくご協力くださるようお願いいたします。